

令和3年5月27日  
気象庁大気海洋部

## 配信資料に関するお知らせ

～熊本県及び宮城県の一部市町村における洪水警報・注意報の  
暫定基準を適用した運用の見直し～

(令和2年7月2日付お知らせ及び令和3年3月10日付お知らせ関連)

洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」、「平成28年（2016年）熊本地震」及び「令和元年東日本台風（台風第19号）」の影響を考慮し、一部の市町村では、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の市町村では、令和3年6月3日13時（日本時間）をもって洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を見直します。

### 記

○熊本県（平成28年（2016年）熊本地震）

全ての市町村において、暫定基準を適用した運用を終了します。

#### 暫定基準を適用した運用を終了する市町村

益城町

○宮城県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）

以下の市町村では、一部の領域（約1km四方の格子単位）に適用していた暫定基準の適用範囲を見直します。暫定基準を継続する領域については、別紙をご覧ください。

#### 暫定基準の適用範囲を見直す市町村

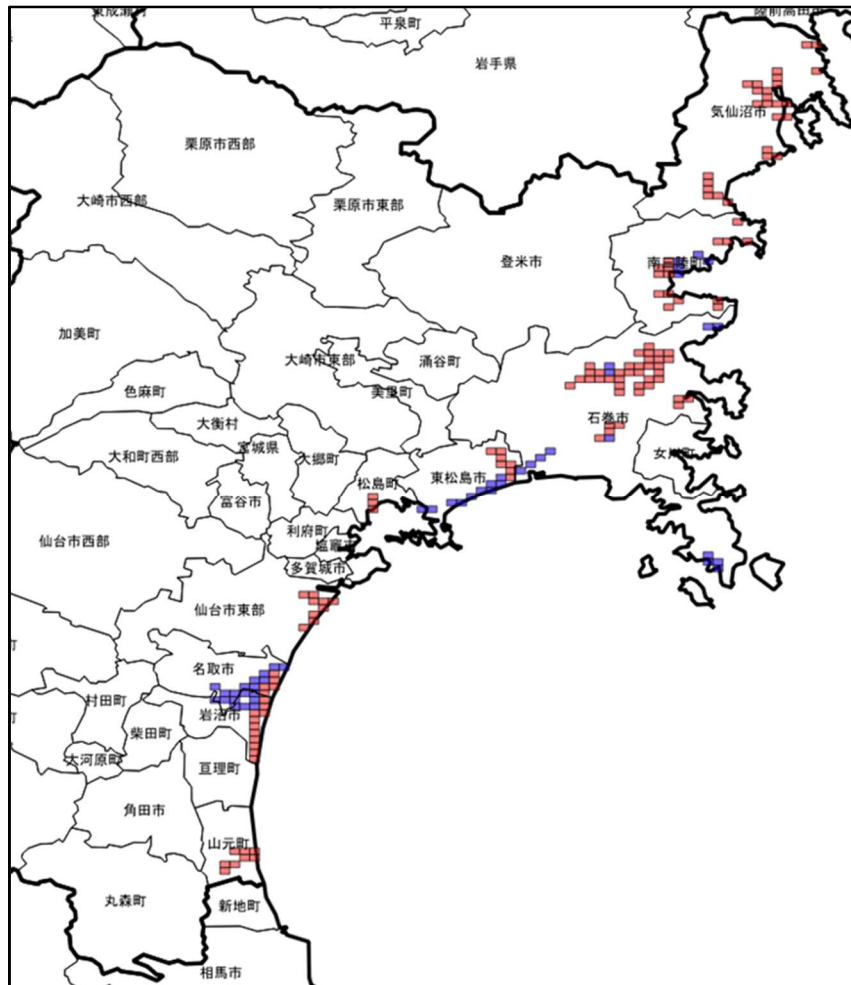
名取市、岩沼市、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町

以上

## 【参考】福島県の暫定基準の適用状況

福島県については、今回は変更ありません。現在暫定基準を適用しているのは以下の市町村です。

- 福島県（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及び令和元年東日本台風）  
福島市、伊達市、桑折町、郡山市、本宮市、鏡石町、白河市、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、浅川町、相馬市、新地町、広野町、楡葉町、葛尾村、いわき市、郡山市湖南、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町



宮城県の暫定基準適用格子

河川施設の復旧状況等を踏まえ、青色の格子については暫定基準を適用した運用を廃止し、朱色の格子のみに暫定基準を継続する。